

自己評価結果届出等に関する Q&A

問1 自己評価結果等はどのように作成したらよいか。

(答)

○作成方法は以下のとおり。

①保護者等による評価

事業者から保護者等に対して、「(児童発達支援、放課後等デイサービス) 評価表 (保護者等向け)」を配布してアンケート調査を行う。保護者等からの回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。

※評価表は保護者等全員から回答を得ること。調査票の配布や回収が困難な保護者等については、保護者等からの聞き取りにより事業所職員が評価表を作成しても差し支えない。

②事業所評価の集計

上記の①とりまとめが完了したら「保護者等からの (児童発達支援、放課後等デイサービス) 事業所評価の集計結果 (公表)」を作成する。

③職員による自己評価

事業所の職員が「(児童発達支援、放課後等デイサービス) 自己評価表 (事業所職員向け)」を用いて自己評価を行う。その際、「はい」「いいえ」などにチェックするだけでなく、各項目について「課題は何か」「工夫している点は何か」について記入する。

④事業所全体による自己評価

(ア) 職員から回収した「(児童発達支援、放課後等デイサービス) 自己評価表 (事業所職員向け)」を集計の上、職員全員で討議し、項目ごとに課題や工夫している点について、認識をすり合わせる。

(イ) 職員間で認識が共有された課題については、改善目標を立てる。討議の結果は書面に記録し、職員間で共有する。

※討議に際しては、①を十分に踏まえ、事業所職員の認識と保護者等の認識のずれを客観的に分析する。

※ (ア) 及び (イ) について留意し、「(児童発達支援、放課後等デイサービス) 事業所における自己評価結果 (公表)」を作成する。

自己評価結果届出等に関する Q&A

問2 自己評価結果等の公表方法は。

(答)

- 事業者ホームページや会報等により①「(児童発達支援、放課後等デイサービス) 事業所における自己評価結果 (公表)」及び②「保護者等からの (児童発達支援、放課後等デイサービス) 事業所評価の集計結果 (公表)」を、保護者等に公表する。

※「改善目標」や「工夫している点」の主なものについて、できるだけ詳細に公表する(「はい」「いいえ」の数の公表を想定しているものではない)。

問3 自己評価結果届出書に記載する公表日はいつか。

(答)

- 保護者等に①「(児童発達支援、放課後等デイサービス) 事業所における自己評価結果 (公表)」及び②「保護者等からの (児童発達支援、放課後等デイサービス) 事業所評価の集計結果 (公表)」の内容を実際にホームページ等で閲覧できるようにした日を公表した日とする。

問4 ①「(児童発達支援、放課後等デイサービス) 事業所における自己評価結果 (公表)」及び②「保護者等からの (児童発達支援、放課後等デイサービス) 事業所評価の集計結果 (公表)」の公表の頻度は。

(答)

- 保護者等に対して、おおむね年に1回以上公表すること。

問5 県に公表方法及び公表内容を届出なかった場合、減算となるか。

(答)

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生厚生労働省告示第122号)別表第1の1の注3(3)及び別表第3の1の注5(3)に基づいて、所定単位数の15%減算となる。

※所定単位数とは、各種加算(児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)を除く。)がなされる前の単位数。

自己評価結果届出等に関する Q&A

問6 令和5年4月以降に指定を受けた事業所の届出期限はいつか。

(答)

- 令和5年4月～6月に指定を受けた事業所は、既存の事業所と同様、令和6年5月末日までに届出を行う。
- 令和5年7月以降に指定を受けた事業所は、指定日より1年以内に県に①「自己評価結果届出書」及び②「(児童発達支援、放課後等デイサービス)事業所における自己評価結果(公表)」、③「保護者等からの(児童発達支援、放課後等デイサービス)事業所評価の集計結果(公表)」の届出を行う。

(例) 令和5年7月1日指定の事業所

→令和6年6月末日までに届出を行う。

問7 自己評価未公表減算の開始と終了はいつか。

(答)

- 令和5年6月までに指定を受けた事業所
→令和6年7月1日から届出された月まで障害児全員について減算する。
- 令和5年7月以降に指定を受けた事業所
→届出がされていない月から、届出された月まで障害児全員について減算する。

(例) 令和5年7月1日指定事業所の場合

届出日	減算
令和6年6月30日	無
令和6年7月1日	有(令和6年7月分のみ)

問8 障害福祉サービス等情報公表制度において指定障害福祉サービス等情報を公表している場合、自己評価結果等を利用者及び保護者等に公表する必要はあるか。

(答)

- 障害福祉サービス等情報公表制度において、障害福祉サービス等情報公表システムを通じて指定障害福祉サービス等情報を公表している事業者においても、運営する事業所ごとに自己評価結果等を公表する必要はある。なお、公表日、公表方法及び公表内容についても県に届出の必要がある。